

「第 2 次出雲市障がい者計画」、「第 6 期出雲市障がい福祉計画」、
「第2期出雲市障がい児福祉計画」への意見反映について

番号	キーワード	委員からのご意見	対応・考え方	素案 該当箇所
1	全体意見	すべての障がいを持った人が差別なく地域で社会の一員として、いきいきと生活出来るようユニバーサルデザインの整備、促進等を推進、支援を施策の方向に盛り込んで頂きたいと考えます。	障がいのある方が差別なく地域で社会の一員としていきいきと生活できるよう、目標と方針に位置付けるとともに、基本施策の中に障がい者差別の解消、ユニバーサルデザインの整備を含めた生活環境について記載しました。	第2部 第1章、第2章 【全体】
2	全体意見	障がい福祉計画・障がい児福祉計画に具体的な施策を反映させるための基本的な計画内容であれば特に意義はありません。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画に具体的な施策を反映させるため、基本的な計画内容を記載しました。	第2部 第1章、第2章 【全体】
3	全体意見	現行の計画は平成27年3月に策定されたものであり、当然ながら用語を見直す必要があります。 ※例:「出雲市障がい者計画」21ページ 「インクルージョン教育」→「インクルーシブ教育」 「特別支援教育の対象となる児童生徒」→「特別な支援が必要な児童生徒」	該当のある箇所について、「インクルーシブ教育」「特別な支援が必要な児童生徒」と記載しました。あわせて、用語の見直しが必要な箇所についても見直しを行いました。	第2部 第2章2、4 【P27, P31】
4	成果目標 (障がい児)	サービス利用実態を上回る量の見込みを期待します。	障がい児のサービスの充実は、今後の現状や課題を把握し、障がい児支援の充実が図れるよう策定します。 見込量は、過去の実績による伸び率と利用者ニーズや事業所の状況等を検討し、見込みました。	第4部 第3章 【全体】
5	成果目標	第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の数値設定は難しいですが、各事業所への5か年計画的なところのアンケート調査もされて設定されてはどうか。	数値目標は、昨年実施した事業所アンケート等を参考に設定しました。	第3部第3章、 第4部第3章 【全体】
6	アンケート 結果と成果目標	2019年12月に実施したアンケート調査については、事業所アンケート集計結果のみならず、利用者アンケートの結果も何らかの形で記載すべきと思います。また、問1から問41までの回答のなかで、ニーズが顕著に表れているものについては、成果目標等の検討の材料として取り上げるべきと思います。	目標値の設定については、昨年度実施したアンケート調査の結果も参考にしながら見込みました。	第3部第3章、 第4部第3章、 【全体】 資料編 【P106～P115】
7	具体的な 施策の内容	具体的な施策について今後どのように立てていかれるか、内容や概要についてお教え頂きたい。	昨年度「地域ニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施の実態把握調査」を、サービス利用者1,000人と149事業所に対し郵送により実施しました。調査結果から「移動支援事業」や「日中一時支援事業」など課題が浮かび上がった事業について随時見直しをしていきます。また、施策推進協議会や専門部会などで、サービス利用者のニーズや、優先度を見極めながら、障がい福祉サービスの事業全体の中で施策を検討していきたいと考えています。	第3部第3章、 【全体】 資料編 【P106～P115】
8	福祉資源 と社会資源	地域共生社会の実現に向け、体系整備が進められていますが、福祉資源などについては、整備されてきていると思いますが、今後はその他の社会資源との連携が課題になってくると思います。	現在、相談支援専門員が中心となり、社会資源の調査を実施しています。今後は確認できた資源を地図にして活用したいと考えています。(くらし部会の活動)	第1部6【P9】、 資料編【P99】

番号	キーワード	委員からのご意見	対応・考え方	素案 該当箇所
9	権利擁護	権利擁護の推進について 現計画にもあるように成年後見制度の利用が必要な人が今後も増えていくと考えられますので、次計画においても成年後見制度の利用促進を図るための考え方を示すことが必要だと思います。 ついては、現計画や第6期障がい福祉計画からさらに踏み込んで、平成28年5月に施行された成年後見制度利用促進法を踏まえ、出雲市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画について示す必要があると思います。 なお、介護保険事業計画も今年度が策定の年度にあたりますので、この機会に障がい者と高齢者に共通する課題として、成年後見制度の利用促進を検討することも必要ではないかと考えます。	本市では、出雲市役所、出雲成年後見センター、いずも権利擁護センターがそれぞれの役割を持ち、連携しながら権利擁護事業を推進しています。これらの各機関がさらに機能を発揮し、判断能力が不十分な障がい者や高齢者の支援を行うよう「出雲市地域福祉計画」の中でも位置づけています。今後「成年後見制度」の利用促進にかかる具体的な施策については、「出雲市地域福祉計画」の中で示すこととしています。	第2部 第2章1【P24】、 第3部 第3章【P62】
10	災害時支援	災害時支援について 個々の避難方法を具体的に記載した個別計画の策定と福祉避難所の整備については現計画にも記載されていますが、解決すべき課題が多くあり、具体化が進んでいないと思われます。しかしながら昨今の大規模な自然災害の多発している状況を踏まえ、これらについては着実に進める必要があると考えます。	各地で大規模災害が頻発するなか、災害時支援は重要な課題であると考えます。災害時支援については、平常時からの個別計画、発災時の支援、避難所における配慮等、様々な取組を推進することについて、計画に記載しました。	第2部 第2章5【P33】
11	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルスに対応出来る計画の策定が必要になると考えます。特に障がい者にとっては感染が命に関わると思います。通常の災害時の対応とは違った取組が求められると考えます。	近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの「備えの重要性等」について記載していきます。具体的には、福祉サービス事業所等の感染症対策とその業務支援等ですが、今年度策定される介護保険事業計画と整合性のとれたものを記載する予定です。 なお、新型コロナウイルス感染症については、相談支援機能強化事業所が中心となり、相談支援専門員に対し感染拡大防止アンケートが実施されました。今後、研修や情報交換が行われる予定です。引き続き相談支援体制の充実強化に努めていきます。	第2部 第2章5【P33】
12	地域生活支援拠点整備	地域生活拠点整備の中で、「緊急時の受け入れと対応」について整備が進められているが、次年度以降事業が進められる中では、自立生活援助などのサービスが不足しているように感じます(今後、利用の増加も想定される為)	「地域生活拠点等の整備」では、相談支援事業や短期入所支援を充実させ、自立した地域生活を支援することとしています。また、入所施設等からの地域移行に向けての体制確保としては、「地域移行支援事業」や「自立生活援助事業」のサービスの拡充により、「障がい者の地域移行」を推進していきます。 なお、第6期計画では、令和2年度に自立生活援助事業に新規参入もあったことから、第5期計画の実績値を元に、ゆるやかな増加を見込んでいます。今後も福祉サービス事業者の支援を行うとともに、今後もより一層サービスの充実 に努めていきます。	第2部 第2章2【P25】、 第3部 第2章1【P36～P37】
13	地域生活支援拠点整備	地域生活拠点事業については、詳細に記載されると思いますのでよろしくお願いします。	整備までの取組状況や、機能について記載しました。	第2部 第2章2【P25】、 第3部 第2章1【P36～P37】
14	相談支援体制の強化	福祉サービスを実施される事業所が閉鎖されれば、本人はもとより家族まで影響が避けられず、相談支援の体制の強化も計画に是非考えて頂きたいと思います。	近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの「備えの重要性等」について記載していきます。具体的には、福祉サービス事業所等の感染症対策とその業務支援等ですが、今年度策定される介護保険事業計画と整合性のとれたものを記載する予定です。 なお、新型コロナウイルス感染症については、相談支援機能強化事業所が中心となり、相談支援専門員に対し感染拡大防止アンケートが実施されました。今後、研修や情報交換が行われる予定です。引き続き相談支援体制の充実強化に努めていきます。	第2部 第2章5【P33】

番号	キーワード	委員からのご意見	対応・考え方	素案 該当箇所
15	発達障がい児への災害時支援	発達障がい者等支援の一層の充実の中に、災害発生時の避難所における発達障がい児・者への配慮等について盛り込んで頂きたい。	各地で大規模災害が頻発するなか、災害時支援は重要な課題であると考えます。障がいのある方等要支援者の災害時支援や障がいを持つご家族の災害時支援や避難所における配慮等、様々な取組を推進することについて、計画に記載しました。	第2部 第2章5【P33】
16	障がい児支援	児のサービスの充実に向けた計画を作っていただきたい。	障がい児のサービスの充実は、今後の現状や課題を把握し、障がい児支援の充実が図れるよう策定します。	第4部 第2章、第3章【全体】
17	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援の地域支援体制の整備を新規に盛り込まれているが、具体的な整備方法についてどのようなことを盛り込まれるかお聞きたい(誰が訪問するか、訪問支援の内容など)	保育所等訪問支援事業は、障がい児支援に関する知識及び経験を有する児童指導員や保育士、理学療法士等が、保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、障がい児に対して支援を行う事業です。同時に、訪問先の保育士や職員等に対しても、障がい児の特性に応じた支援方法の助言なども行います。国の基本指針では、保育所訪問支援を利用する体制を構築することを盛り込むこととなっています。本市においては、既に8か所の事業所で支援を実施しています。支援箇所数の計画値は現在の8か所とし、今後も児童指導員や相談支援専門員等、児童の関係者が連携を図り、適切な時期に必要な支援が行われるよう体制整備に努めます。	第4部 第2章【P79】、 第3章【P84】
18	障がい者の家族支援	途中で障がいがあったケースについてどうサポートするか？ 親2人が障がい者で子供も障がい児のケースの子どもケア	どのような場合でも、対象となるケースの状況やニーズを把握し、地域で安心した生活が出来るよう相談支援専門員を中心に関係機関と連携して支援していきます。	第3部 第2章5【P42】
19	精神障がい者地域包括ケアシステム	小項目の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築」について、精神障がいは他障がいに比べて病状等の特性に応じた対応が必要となることから、第5期島根県障がい福祉計画においても項目として位置づけられています。今後、国及び県と整合性をもった計画評価や施策の推進を考慮し、方向性を一致することが望ましいと考えます。なお、本システムでは「障がいの程度や有無に関わらない地域住民」を対象と捉えており、集中的かつ具体的に「精神障がいにも対応した」検討を進めることは、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に発展することから、その意義は大きいと考えます。	地域包括ケアシステムの構築については、第5期の計画から共生社会の実現に向けて進めています。このシステムでは「障がいの程度や有無に関わらない地域住民」を対象と捉えており、第6期計画では、システムを活用して精神障がい者の支援を行います。	第3部 第2章3【P41】
20	精神障がい者支援	6月に開催された推進会議の中で、「精神障がい者」の方の表記について意見が出ましたが、国の指針の中で、精神障がい者の方に対しての支援拡充が重点課題であり、あえて言葉は盛り込まれていると思いますが、個人的には出雲市の計画の中では、使用しなくても良いと感じました。	地域包括ケアシステムの構築については、第5期の計画から共生社会の実現に向けて進めています。このシステムでは「障がいの程度や有無に関わらない地域住民」を対象と捉えており、第6期計画では、システムを活用して精神障がい者の支援を行います。	第3部 第2章3【P41】
21	精神障がい者支援	出雲市で行われていた生活保護受給者を対象にした長期入院患者の退院支援活動事業の廃止案が出ていると聞きました。令和2年度でもって廃止ということですが、これは市としても承知されているのでしょうか。出雲市としての意見をお聞かせ下さい。	生活保護の受給の有無に関わらず、精神障がい者の長期入院患者の退院支援を広く行うため、生活保護受給者を対象にした長期入院患者の退院支援活動事業は今年度で廃止します。	第3部 第2章3【P41】
22	介護人材確保	親亡き後のことを考えて施設入所や共同生活援助を希望される通所の家族も多くなっています。入所や共同生活援助にも空きもなく、何か対策がないか検討中です。そのためにも、共同生活援助もこれから新設していきたいが、職員(世話人)の確保に苦慮しています。いずれにしても、福祉現場は人材確保が最大の課題となっています。	福祉人材の確保について第3部に記載しました。	第3部 第2章6【P43】

番号	キーワード	委員からのご意見	対応・考え方	素案 該当箇所
23	遠隔手話サービス	聴覚障がい者が手軽に利用できる遠隔手話サービス(新規事業)はアフターコロナにおいてもとても良い取組だと思います。ただ、土日祝日の利用が出来ないのが残念です。	遠隔手話サービスを今年度から開始します。土日祝日については、現在運用している緊急携帯電話で引き続き対応していく予定です。	第3部 第3章3 【P73】
24	施設整備	入所の方についても、高齢な方や高度な医療を必要とする方も多くなり、施設内での生活は困難になってきています。また、介護施設ではなく障がい者施設で最後までみてほしいとの家族の強い要望もあり、独立した日中サービス支援型共同生活援助の開設を検討する必要もあるのではと考えています。	日中サービス支援型共同生活援助は、制度はあるものの市内での開設はありません。開設できるよう市としても支援していきます。	
25	サービスの支給決定 (介護保険サービスとの併用)	共生型(介護保険・障がいサービス)の柔軟な支給決定がされると良い。介護保険での2号被保険者など介護保険サービスが優先となり、同様のサービスを受けても、費用負担も大きい。(費用面での、利用控えもあると思われる為)	現在、介護保険制度を優先して利用いただくこととなっていますが、介護保険制にはないサービスや、不足する回数等は障がい福祉サービスを利用いただき、在宅生活の支援を行っています。費用負担については、両方の制度を使用された場合、ひと月の負担上限額が設けられており、それを超えると償還する制度がありますので、利用者への丁寧な説明を行います。	
26	サービスの周知方法	サービス利用につながる周知の仕方についても検討していただきたい。	窓口で、福祉のしおりや手引きの配布、施策推進協議会のHPの活用、広報誌での周知を行っています。情報提供の機会があれば、積極的に周知していきます。	
27	その他	ピアサポートは仕事にならないのでしょうか？ ピアサポーターで生活出来るようにならないのでしょうか？	ピアサポーターの活動は「島根県精神障がい者地域移行・地域生活支援事業(ピアサポーター・自立支援ボランティアの活用)実施要綱」に基づき、出雲保健所から事業所に委託実施されており、活動に応じた単価により支払いがされています。他都道府県ではピアサポーターが雇用されている事例があり、雇用が可能かどうかは、今後、出雲保健所がピアサポーターの皆様や関係機関と検討される予定です。	
28	その他	市内でパソコンが自由に使えるフリースポットをたくさん作って欲しい。(ネット環境を良くする為、ネットの通信費を下げる為)	市福祉推進課としての回答は難しいです。	
29	その他	前回、委員としてはじめて参加させていただきましたが、まだ全体の流れをつかめておらず意見を出すことができず申し訳ありません。		
30	その他	項目だけなので、あまり意見が出せないです。		

地域生活支援拠点整備の進捗状況

障がい児者の重度化・高齢化・「親亡き後」を見据え、障がい児者の生活を地域全体で支えるための体制（地域生活支援拠点）を令和3年4月の稼働に向けて準備しています。当市では、「緊急時の受け入れと対応」を優先課題として行い、緊急時の対応が必要な方について、緊急対応の利用登録を行う予定です。

8月に開催しました第6回地域生活支援拠点プロジェクトチーム会議において、次のとおり協議を行いましたので、報告します。

1 登録について

- ・「登録票」と事業所間で個人情報共有する旨の「同意書」を別々に提出

2 パンフレットについて

- ・相談支援専門員が障がい児・者に説明するためのパンフレットを作成

3 地域生活支援拠点の名称について

- ・市内のサービス提供事業所に名称を募ります。

4 今後の予定

- ・令和2年10月5日 サービス提供事業所説明会（地域生活支援拠点届出の説明）
- ・令和2年12月 登録票の受付開始
サービス提供事業所から地域生活支援拠点届出書の提出
- ・令和3年 2月3日 第4回 障がい者施策推進協議会（地域生活支援拠点の承認）

同意書

1. 私は、出雲市地域生活支援拠点緊急時利用者として登録します。
2. 緊急時に備え、本紙「出雲市地域生活支援拠点登録票」の情報及び支援に必要な個人情報を、出雲市、指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児相談支援事業者又は障害児通所支援事業者等の関係者で共有することに同意します。

年 月 日

同意者（利用者）

印

（続柄 ）

出雲市障がい者あんしん生活支援システム（仮称）

1 出雲市障がい者あんしん生活支援システムって何ですか？

- ① 親（介護者）の死亡・入院、緊急の不在により、**急に通常の在宅生活を送ることが困難**になった時
- ② **一人暮らし等の方**で、他に支援を受ける手段がなく、**緊急の支援が必要**になった時

出雲市の障がい福祉サービス提供事業所が連携し、障がいのある方の**在宅生活を支えるため**の制度です。



介護をしている自分が急に病気で入院したら、この子の生活はどうなるの？

今は大丈夫だけど、急に体調が悪くなったりしたら、一人暮らしで頼れる人がいないよ・・・



2 具体的には何をするんですか？

急に通常の在宅生活を送ることが困難になった場合・・・

- ① **緊急短期入所の実施**
相談支援専門員やコーディネーターが短期入所事業所の利用調整を行い、一時的に入所します。
- ② **今後の生活に向けた調整**をします。
緊急短期入所利用中に、相談支援専門員が本人等の意向を踏まえ、関係者を招集、退所後の生活を検討・調整します。

3 誰が使うことができますか？

出雲市に**住所のある方**で次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・障がい者手帳をお持ちの方
- ・自立支援医療証をお持ちの方
- ・特定医療費受給者証をお持ちの方
- ・障がい福祉サービスをご利用の方

利用される方の負担や不安を軽減するため、事前に事業所の体験利用や見学ができます。



4 どうすれば使うことができますか、使うまでの手続きは？

このシステムを利用するためには、原則、「登録」が必要です。

「登録」にあたって、障がい福祉サービスを利用されている方は**相談支援専門員にご相談**ください。利用されていない方は出雲市福祉推進課自立支援給付係（0853-21-6961）へお問い合わせください。

～事前の準備～

登録票を提出し、コーディネーター、障がい福祉サービス事業所間で情報共有を行い、緊急事態に備えます。

①相談支援専門員と相談



②出雲市へ登録



③関係者による情報共有



④体験利用等



登録票の提出

情報整理

（必要時）

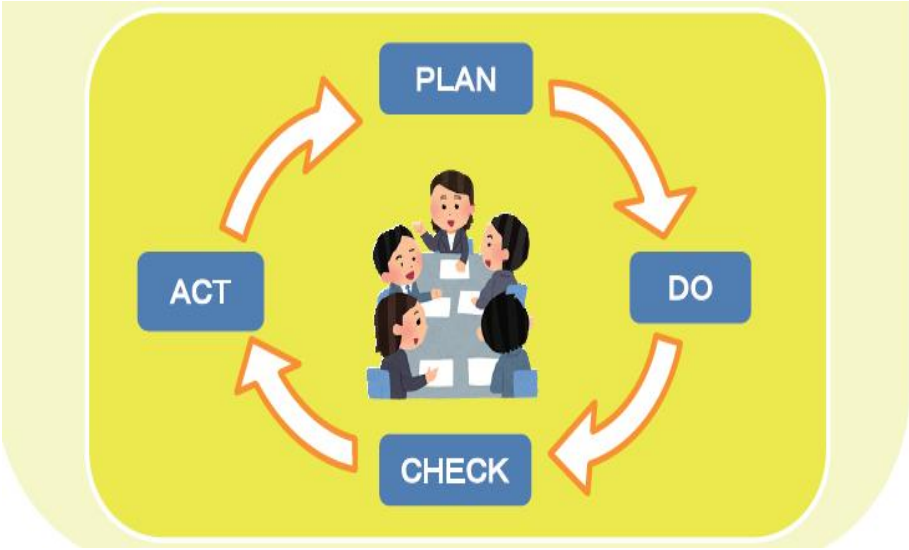
*コーディネーター：相談支援事業所ハートピア出雲、相談支援事業所ふあっと

※登録票には緊急時に希望される支援や、希望する短期入所事業所を記入してください。

○登録短期入所事業所

施設名	住所	受入可能な障がいの種類等				
		児童	身体	知的	精神	難病
1 出雲サンホーム 短期入所事業	出雲市神西沖町1313	○	◎	○	○	○
2 障害者支援施設 ふたば	出雲市神西沖町2476-1		○	◎	○	○
3 障害者支援施設 わかば			○	◎	○	○
4 知的障害児施設 さざなみ学園	出雲市神西沖町2534-2	◎				
5 障害者支援施設 美野園	出雲市美野町1694-2		○	◎	○	○
6 障害者支援施設 光風園	出雲市湖陵町大池240-1		○	◎	○	○
7 短期入所事業所 太陽の里	出雲市斐川町名島90		○	◎	○	○
8 CSいずも短期入所大社事業所	出雲市大社町入南80-1	◎				
9 CSいずも短期入所知井宮事業所	出雲市知井宮町627-5	◎				
10 WANA JAPAN	出雲市斐川町学頭1625-4		○	◎	◎	○

*◎は主としている障がいの種類等、○は条件により受入可能。医療的ケアが必要な者・児は、要相談。

年度	月日	拠点プロジェクトチーム	障がい者施策推進協議会	じりつ部会	サービス調整会議	事業所	市
R2	8月	プロジェクトチーム第6回会議(8/20) (1)登録票について (2)拠点届出について説明 (3)拠点の名称について		8/6開催 登録票について(パンフレット等) 体験の機会と場について			
	9月		令和2年度第2回障がい者施策推進協議会(9/24) (1)登録票について (2)拠点届出について説明 (3)拠点の名称について	9/10開催 パンフレットの修正 拠点の名称について 体験の機会と場について協議			要綱、拠点届出用紙等作成 予算検討
	10月	プロジェクトチーム第7回会議(10/29) (1)登録票の受付について (2)専門部会の中間報告 (3)拠点の名称について		体験の機会と場について協議		サービス提供事業所説明会(10/5)で拠点届出の説明及び協力依頼	予算要求
	11月		令和2年度第3回障がい者施策推進協議会(11/11) (1)登録票の受付について (2)専門部会の中間報告 (3)拠点の名称について	体験の機会と場について協議	登録票の受付について(説明)		
	12月			体験の機会と場について協議		拠点事業所の運営規程変更 拠点申請書を市へ届出	登録票の受付開始
	1月	プロジェクトチーム第8回(1/21) (1)体験の機会と場について (2)登録票の受付状況報告		体験の機会と場について協議 登録票の修正			
	2月		令和2年度第4回障がい者施策推進協議会(2/3) (1)登録票の受付状況報告 (2)専門部会からの報告 ⇒協議会での拠点整備承認	体験の機会と場について協議			拠点事業所の承認 令和3年度の稼働に向けての契約等準備 地域生活支援事業補助金申請準備
	3月			体験の機会と場について協議			稼働に向けての契約等準備
R3	4月	拠点稼働					
R3以降	拠点等の運営の継続	(1)市町村の定期的な評価 障がい者施策推進協議会を活用した拠点等の運営や活動に対する定期的な評価や不十分な機能について改善 (2)拠点等の取組状況の公表(普及、啓発) 取組内容や運営状況に関する情報の公表 (3)その他の機能の構築  【参考】 地域生活支援拠点の整備とは？ 障がい児者の重度化・高齢化・「親亡き後」を見据え ①相談 ②緊急時の受け入れと対応 ③体験の機会と場 ④専門的人材の確保と養成 ⑤地域の体制づくり を、地域の実情に応じ整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること					

令和 2 年度

専門部会等の事業計画

- つながる専門部会
- くらし専門部会
- じりつ専門部会
- こども専門部会
- ささえる専門部会
- 就労支援ネットワーク会議
- 人材育成チーム
- ツール検討チーム

令和2年度 つながる専門部会 事業計画書

メンバー	部会長 : 玉木 (かのん) 副部会長 : 玉木 (太陽の里) メンバー : 東 (Reve)、渡部・布野 (ふあっと)、古川 (出雲高齢者あんしん支援センター)、吉田 (CSいずも)、西 (出雲保健所) 今岡 (平安堂)、江角 (もくれん荒茅事業所)、三浦 (ホームケア一島根)、岡本 (さざなみ学園) 事務局 : 原・上谷 (福祉推進課)
現状 (問題点・課題)	1. 介護保険とつながる: 障がい福祉サービスから介護保険への移行について、今後も福祉サービスと介護保険サービスの比較表 (サービスの違い: 移行後も使えるもの、使えないもの) を更新し、知識を深めるため介護支援専門員 (ケアマネ) との共同研修を年1回企画し実施していく必要がある。 2. 地域とつながる: 地域とのつながりは大事だが、連携という段階までには進めておらず、コミュニティセンター (コミセン) と行事を一緒に企画したり、相談員の普及啓発をしていくことを通して、つながりや理解を深める必要がある。 3. 医療とつながる: 緊急時に医療的な支援が必要な方への支援が行き届いていなかったり、社会資源が不足している現状がある。
テーマ (ねらい)	1. 介護保険とつながる: 前年度同様、ケアマネと相談支援専門員がお互いに顔を合わせて相互理解を深め、連絡がとりやすく同じ目的に向かって共同できる環境作りをする。 2. 地域とつながる: コミセンと連携を図りながら、地域住民に障がいのある人や相談員について知ってもらえるように働きかける。 3. 医療とつながる: こども部会や精神分野との意見交換を行いながら、現状の課題の整理と、その課題を解決していくための具体的な動きについて検討する。
具体的方法 (評価を含む)	1. 介護保険とつながる: 障がい福祉サービスと介護保険サービスの比較表の見直し。ケアマネと相談支援専門員との事例検討会を実施。 2. 地域とつながる: コミセンへ出向き地域とのつながりを意識しながら相談支援の役割等について普及・啓発に取り組む。また相談支援専門員の役割について住民に知ってもらう為のチラシ作りを行う。 モデル地区として、川跡コミセン、神西コミセン、高松コミセンと共同しての活動を実施予定。 3. 医療とつながる: 意見交換を通して、課題の共有や今後の連携について検討していく。 <u>※いずれの活動も新型コロナウイルスの発生状況等により、活動内容の変更や中止等も有り得る。</u>

年間計画(案)

月	内容	備考
4 月		
5 月	第 1 回つながる WG⇒中止	
6 月	第 1 回つながる部会	
7 月		
8 月	第 2 回 つながる部会WG	
9 月	共同研修 準備会	
10 月	介護支援専門員と相談支援専門員との共同研修 (神西コミセン 岩坪掃除)	
11 月	(川跡コミセン フラワーアレンジメント教室)	
12 月	第 3 回 つながる部会WG	
1 月	(高松コミセン 障がい者部会 研修会)	
2 月	第5回つながる WG	
3 月		

(随時) ①コミュニティセンターへの普及・啓発についてのチラシ案の検討
②医療との連携についての検討

令和２年度　くらし専門部会　事業計画書

メンバー	部会長　　：柳楽（ハートピア出雲） 副部会長　：森谷（そうゆう） メンバー　：福田（プレーゲ）、農間（金太郎の家） 吉田（ぼてとはうす）、福代（CS いずも） 事務局　　：三原（福祉推進課）
現状 （問題点・課題）	令和２年度末に整備を目指す地域生活支援拠点において、居場所の確保という意味で地域の体制（資源マップ）づくりという課題に取り組むこととなった。 障がいのある方が気軽に利用できるインフォーマルな資源が市内にどれだけあるのか調査し、マップを作成することで余暇の過ごし方や日常生活等で活用できるのではないかな。また、既存の資源に対しても障がい者を受け入れてもらうための理解を促進することも同時に必要である。
テーマ （ねらい）	１．資源調査とマップの作成 情報を収集し地域の資源・居場所を調査する。 相談支援専門員、サービス提供事業者、当事者から実際に利用しているインフォーマルな資源（居場所）の調査をする。 こんな居場所があればいいという意見をまとめ、既存の資源に対し障がい者を受け入れてもらうための理解の促進についても取り組む。
具体的方法 （評価を含む）	１．マップ作り 昨年度調査実施した地区のマップを作成 対象地区：①斐川町直江地区 ②佐田地区 ③今市地区 ２．資源調査 方法：有益と思われる情報を収集 地域の福祉サービス提供事業所、相談支援専門員などに随時情報提供依頼のため、アンケート調査等実施 今年度取り組む地域： 出雲北部、斐川東部、大社、湖陵、多伎 可能であれば平田を追加の予定 （進捗状況を見ながら他の地域も取り組む） 令和３年度は前年度の取り組みを活かし、市全域にかけて拡大

年間計画(案)

月	内 容	備 考
4 月		
5 月		
6 月	第1回くらし専門部会(6 月 11 日) ・年間計画	
7 月	第2回くらし専門部会(7 月 9 日) ・情報収集について検討	
8 月	第3回くらし専門部会(8 月 17 日) ・情報収集(アンケート調査依頼)	
9 月	第4回くらし専門部会(9 月 10 日) ・情報収集(アンケート調査依頼)	
10 月	第5回くらし専門部会(10 月 8 日) ・情報整理	
11 月	第6回くらし専門部会(11 月 12 日) ・資源調査	
12 月	第7回くらし専門部会(12 月 10 日) ・資源調査	
1 月	第8回くらし専門部会(1 月 21 日) ・資源調査結果整理 ・全体のまとめ	
2 月	予備 反省会、次年度に向けて	
3 月		

令和２年度　じりつ専門部会　事業計画書

メンバー	部会長　：渡部（ふあっと） 副部会長：勝部（そうゆう） メンバー　：長廻・見戸（出雲サンホーム）、岩崎（かのん） 東・富岡（Reve）、飯島（こころの医療センター） 和田・佐藤（光風園）、長澤（美野園） 夕永（CS いずも）、平田（出雲保健所） 事務局　　：和田・川上（福祉推進課）
現状 （問題点・課題）	１．地域生活支援拠点整備に向けた課題検討 ・「緊急時の受け入れと対応」 ・「体験の機会と場」 ２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築について検討 ３．精神障がい者の退院支援について検討
テーマ （ねらい）	障がいがある方も支援者も安心して住み慣れた街でいきいきと暮らすために何が必要か、ひと工夫を検討する。
具体的方法 （評価を含む）	１．「緊急時の受け入れと対応」について検討 ・短期入所事業所の意見を聞きながら事前登録票の作成 ・利用者向けのパンフレットの作成 ２．「体験の機会と場」について検討 ※地域生活支援拠点整備に向けた課題を具体的実施に向けて検討しプロジェクトチームに提案 ３．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築について検討 ・検討メンバーについて ・課題に対しての具体的な方策の検討 ４．出雲市精神障がい者退院支援ワーキング会議に参加 ５．出雲市精神障がい者ネットワーク会議に参加

年間計画(案)

月	内 容	備 考
4 月		
5 月		
6 月	部会開催(11 日) 登録票について	退院支援ネットワーク会議(22 日)
7 月	部会開催(7 日) 登録票について	退院支援 WG (27 日)
8 月	部会開催(6 日) 登録票について	退院支援 WG (27 日)
9 月	部会開催(日) 登録票について 体験の機会と場について	退院支援 WG (24 日)
10 月	部会開催(日) 体験の機会と場について	退院支援ネットワーク会議(22 日)
11 月	部会開催(日) 体験の機会と場について	退院支援 WG (26 日)
12 月	部会開催(日) 体験の機会と場について 登録票の修正	退院支援 WG (24 日)
1 月	部会開催(日) 体験の機会と場について	退院支援 WG (28 日)
2 月	部会開催(日) 体験の機会と場について	退院支援ネットワーク会議(25 日)
3 月	部会開催(日) まとめ	退院支援 WG (25 日)

令和２年度 こども専門部会 事業計画書

メンバー	部会長 : 板倉 (さざなみ学園) 副部会長 : 田中 (プレーゲ) メンバー : 川上 (ハートピア出雲)、福田 (プレーゲ) 山形 (CSいずも) 事務局 : 柳 (福祉推進課)
現状 (問題点・課題)	教育との連携 福祉サービスについて知ってもらい、相談支援専門員の動きについても理解していただけるようにパンフレットを作成した。 配布の方法や、どのように周知してもらうかについて教育委員会と一緒に検討する。 医療との連携 相談支援専門員が医療的ケア、配慮を必要とする児童への支援の仕方や流れについて理解することが必要であり、サービス調整会議を活用して理解を深めてきた。今後、支援の対応や理解と相互支援者の連携が必要であり、役割分担の理解や連携に必要なことを具体的に課題の解決に努める。
テーマ (ねらい)	1. 教育との連携において、連携がスムーズに行えるようにパンフレットを活用しながら福祉サービスや相談支援専門員の動きや相互の役割を理解する。 2. 医療的ケアや配慮を必要とする児童等の支援について、その対応の理解と支援者の連携が必要。役割分担を明確にし、連携に必要なことを具体的に課題解決に努める。
具体的方法 (評価を含む)	教育との連携 1. 教育委員会と協力しながら、福祉サービスの内容や相談支援専門員の動きについて理解してもらえるようにする。 ・ 5月19日 小・中学校コーディネーター研修に作成したパンフレットを活用し説明を行う。 ・ パンフレットの活用 医療との連携 1. 相談支援専門員が、医療的ケア児、配慮を必要とする児童等の支援の仕方、流れ、連携の仕方について知ることが必要。勉強会を開催し、相談支援専門員の動きや相互の役割を理解する。

年間計画(案)

月	内 容	備 考
4 月	中止	
5 月	中止	
6 月	22 日 第 1 回 部会 9:30～ ・前年度の振り返り ・今年度の取り組み確認、活動内容の検討	
7 月	27 日 第 2 回 部会 9:00～ ・企画	
8 月	12 日 臨時部会 15:30～ 24 日 第 3 回 部会 9:30～ ・企画	
9 月	28 日 第 4 回 ・開催(勉強会)	
10 月	26 日 第 5 回 部会 9:30～ ・まとめ、振り返り	
11 月	16 日 第 6 回 部会 9:30～ ・次年度に向けて	
12 月	21 日 第 7 回 部会 9:30～ ・次年度の課題整理	
1 月	25 日 第 8 回 部会 9:30～	
2 月	22 日 第 9 回 部会 9:30～	
3 月	22 日 第 10 回	

令和2年度 ささえる専門部会 事業計画書

メンバー	部会長 : 長澤 (美野園) 副部会長 : 高尾 (ハートピア出雲) 【書記】 青木 (あそび) メンバー 居住系 WG : 長澤 (美野園) グループホーム WG : 杉原 (光風園)、井田 (ふたばホーム) 日中活動系 WG : 阿食 (麦の家)、足立 (まるべりー出雲) 就労支援 WG : 柳楽 (フロンティア)、青木 (あそび)、柳楽 (ぼんぽん船) 居宅介護 WG : 富田 (訪問看護ステーションはる)、竹内 (金太郎の家) 児童通所 WG : 池田 (ぽこぽこ)、久保田・木村 (CS いずも)、 高尾 (ハートピア出雲) 事務局 : 和田 (福祉推進課)
現状 (問題点・課題)	1. 相談支援専門員との連携について、平成 30 年度のサービス調整会議での意見交換会からも必要性を感じることが再確認できたため、今後の協働研修等に向けての準備が必要と考えられるが、新型コロナウイルス感染症予防のため、前年度より合同研修の開催が困難となっている。 2. 地域生活支援拠点整備について、緊急時の受入れや体験の場を提供するサービス事業所の現状把握について、相談支援専門員との共有が不十分と思われる。
テーマ (ねらい)	1. サービス管理責任者等のつながり作りは今後も WG 等を通して実施する。 2. 新型コロナウイルス感染症予防として、各事業所で行っている感染予防対応について意見交換を行う。 3. 地域生活支援拠点整備について各専門部会と連携をし、今後必要に応じてアンケート等を行っていく。
具体的方法 (評価を含む)	1. 部会の開催 年 4 回 (6 月、10 月、12 月、3 月) 予定 部会で実施する研修会等の企画・準備・各 WG の活動について情報交換 2. 研修会等の企画実施 ①権利擁護研修会：新型コロナウイルス感染予防対策のため、今年度は各 WG に分かれて実施。 障がい者虐待防止や権利擁護に関する意識の向上を図るため、身近な事例を取り上げたグループワークによる研修を実施する。 ②地域生活支援拠点整備に関すること 緊急時の受入れと対応、体験の機会と場等の課題に対して、他専門部会からの要請に応じて参加する。また各 WG においても随時課題に対しての現状と課題についての取りまとめ等を行っていく。

年間計画(案)

月	内 容	備 考
4 月		
5 月		
6 月	部会開催(30 日):各 WG 活動内容報告 ・年間計画について ・居住系 WG 開催(4 日) ・居宅介護 WG 開催(10 日) ・グループホーム WG 開催(29 日)	
7 月	・児童通所 WG 開催(16 日) ・就労支援 WG 開催(17 日) ・日中活動 WG 開催(28 日)	
8 月		
9 月	・グループホーム WG 開催(2 日) ・就労支援 WG 開催(4 日) ・居住系 WG 開催(30 日)	
10 月	部会開催(7 日) ・児童通所 WG 開催(19 日) ・日中活動 WG 開催(20 日) ・居宅介護 WG 開催(28 日)	
11 月		
12 月	部会開催(日) ・居宅介護 WG 開催(9 日)	
1 月	・日中活動 WG 開催(19 日)	
2 月		
3 月	部会開催(日) →年度まとめ、次年度の計画について	

令和2年度 就労支援ネットワーク会議 事業計画書

メンバー	会長：青木（あそび） 副会長：足立（まるべりー斐川） 委員：戸谷（エルパティオ三葉園）、葛西（フロンティアー）、柳楽（ぽんぽん船） 石崎（やまびこ園）、明正（なかよし）、大塚（みずうみ） 小豆澤（豆の樹）、足立（ハーワーク出雲）、安田・福田（リーフ） 山根・田原・和田（出雲養護学校）原（県教委特別支援教育課） 萬代（ハートピア出雲）、富岡（ふあっと）、鍵山（こころの医療センター） 藤原（ピノキオ）、矢田（きらり）、中村・二川（出雲保健所） 事務局：山下・立花（福祉推進課）
現 状 （問題点・課題）	1. 障がい者の就労をめぐるっては、福祉・労働・教育・医療・行政など他分野の関係機関がかかわっている。当事者にとって最善の支援を行っていくためにも、必要な支援システムを創造していくためにも、互いに顔が見える連携、協働が生まれる基盤としての関係機関ネットワークが必要である。 2. 社会情勢が変化していく中で、障がい者雇用を維持推進していくには、企業側のニーズをしっかりと捉え相互理解と連携の地盤づくりを進める必要がある。 3. 精神障がい者の就労支援・定着支援においては、当事者の抱える困難さが一見して捉えづらく、さらには病状に波があることが支援上の課題となりやすい。当事者が自己理解を深めるとともに、職場にお願いしたい配慮事項を分かりやすく整理して伝えるためのツールを開発したい。 4. 就職がゴールではなく、その後長く安定して働き続けられることがさらに重要である。いざという時に有効な支援が提供できるためには、ゆるやかでも継続的なサポートの仕組みが必要。
テーマ （ねらい）	【今年度の目標】 1. 障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営 2. 企業とのつながり作り 3. 自己理解・情報共有ツール作り 4. 就労定着支援に関する活動
具体的方法 （評価を含む）	1. ネットワーク会議の開催 2. 事例検討 3. ジョブガイダンス：集合研修に代わる学習機会の提供を検討 例）講義や模擬面接の映像教材の制作 など 4. 企業情報交換会：リーフと共同開催（時期未定） 5. 自己理解・情報共有ツール作り：年度内完成を目標 6. はたらく仲間のコーヒータ임：毎月第3金曜日 18：00～19：00

年間計画(案)

月	内 容	備 考
4 月		(コーヒータイム中止)
5 月		(コーヒータイム中止)
6 月	6/19 はたらく仲間のコーヒータイム(毎月第3金曜)	ふじひろ珈琲
7 月	7/3 第1回ネットワーク会議 自己理解・ 情報共有 ツール作り	市役所 入札室 (コーヒータイム中止)
8 月		
9 月	9/3 第2回ネットワーク会議	市役所
10 月	(企業情報交換会:時期未定)	
11 月		
12 月		
1 月		
2 月	自己理解・情報共有ツール完成	
3 月	今年度の反省、次年度計画	

令和２年度 人材育成チーム 事業計画書

目標：本人中心の計画策定が実践できる。

〈研修会〉

開催日	内 容	
7月31日（金） 9：30～11：30 市役所6階 全員協議会室	ケアガイドラインに基づいた行動指針 講師：Reve 東氏 グループワーク	・行動指針をふまえて、自分の実践を振り返り、相談支援専門員として大切にしていきたいことを話し合う。
8月21日（金） 13：30～15：30 市役所6階 全員協議会室	研修会 講師 社会福祉法人 清樹会 地域生活支援センターすみよし 宮崎市基幹相談支援センター 主任相談支援専門員 山口 麻衣子氏 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	・医療との連携の図り方等を学ぶ。
9月25日（金） 9：30～11：30 出雲弥生の森	事例検討 「野中式＋ストレングスモデル」	・見立てを実践に移す。 ※参加者を9月、10月に2回に分けて実施する。
10月23日（金） 9：30～11：30 出雲弥生の森	事例検討 「野中式＋ストレングスモデル」	・見立てを実践に移す。 ※参加者を9月、10月に2回に分けて実施する。
11月	※新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら、開催内容を検討する。	

令和２年度 ツール検討チーム 事業計画書

目標：災害時の支援ツールの作成（11、12月の研修にむけて）

- ・災害用アセスメント票の作成・災害時フローチャートの作成
- ・サービス等利用計画書のレイアウトの検討・変更

開催日	内 容
7月21日（火）	災害時の支援について具体化し、サービス等利用計画書にどのように反映させていくか。 ○必要なもの ・災害時に関するアセスメント票の作成 ・災害時フローチャート
8月17日（月）	具体的に情報提供できるもの、相談員として必要な情報等 ・ハザードマップ ・災害情報サイトやメール登録 ・持ち出しチェックリスト ・関係する支援者情報（リスト） ・避難所までのルート、それに関わる訓練 ・連絡ツール（伝言ダイヤル、ツイッター、フェイスブックなど） ・緊急連絡先リスト ・要支援者登録 ・自治会、町内会への働きかけ ・被災者支援チェックリスト、災害サポートブック
9月18日（金） （予定）	災害用アセスメントの作成（既に活用されている自治体のものを参考に）
10月	災害時フローチャートの作成 サービス等利用計画書のレイアウトの検討・変更
11月	サービス等利用計画書のレイアウトの検討・変更
11月17日（火）	サービス調整会議 研修（災害時の相談支援専門員の役割について）
12月22日（火）	サービス調整会議 研修（災害時個別支援計画の作成に向けて）